6 土第95号 令和 6 年 5 月16日

建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長

中間前金払制度の周知について (依頼)

県発注工事においては、建設業者の資金確保の円滑化を図るため、請負代金額100 万円以上の工事について中間前金払制度を導入しているところです。

同制度は、簡便な手続きにより工事代金の2割を早期に受領できるほか、出来高 検査が不要で現場を止める必要がないといったメリットがあり、迅速かつ円滑な実 施を図るため、今年度からは、中間前払金の認定に係る書類(工事履行報告書(中 間前金払用))を簡素化したところです。

つきましては、昨年度に引き続き、本制度の周知と利用促進を図るため、別添の 案内チラシを契約締結時に受注者に配布することとしましたので、貴団体におかれ ましても会員に対する周知及び利用促進に御協力いただきますようお願いします。

【問い合わせ先】

愛媛県土木部土木管理局土木管理課 契約・建設業グループ

〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2 電話:089-912-2643 FAX:089-912-2639